

第37回（平成29年5月12日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、大滝委員、宮井委員が御欠席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第37回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1「農水産業協同組合貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書）の概要説明について」につきまして、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 番号法等により農水産業協同組合貯金保険機構が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

農水産業協同組合貯金保険機構が実施する「農水産業協同組合貯金保険機構法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成29年5月8日付け29貯第190号にて、農水産業協同組合貯金保険機構から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構の職員に出席いただき、概要を説明していただくものです。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの大塚調査官からの説明にありましたとおり、農水産業協同組合貯金保険機構の職員に会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、農水産業協同組合貯金保険機構から説明をお願いします。

○農水産業協同組合貯金保険機構 初めに、貯金保険制度の概要について説明いたします。全項目評価書の3ページをご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

貯金保険制度は、万が一、農水産業協同組合が破綻した場合に、貯金者等の保護や資金決済の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的にした制度で、基本的な制度の仕組みは、銀行等を対象にした預金保険制度と同じです。この貯金保険制度を適切に運用することを使命としているのが、私ども貯金保険機構です。

全国にある農協や漁協などの組合は、農水産物の販売や生産資材の供給などと併せて、金融業務である信用事業などを総合的に実施している組合がございます。貯金保険制度の対象となる農水産業協同組合とは、こうした信用事業を営む農協、漁協と、これらの上部団体のうち信用事業を行う連合会及び農林中央金庫であり、平成28年6月現在で808組合

が対象となっております。

保護される貯金等の範囲は、預金保険制度と同じです。当座貯金などの決済用貯金については全額保護、利息のつく普通貯金などの一般貯金等については、1つの組合につきまして、貯金者等1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。この一般貯金等の額の計算をするためには、破綻した組合において1人の貯金者等が持つ複数の口座を合算する必要があるため、その作業を「名寄せ」と言っております。

この名寄せにつきましては、組合及び当該組合から依頼を受けた電算センターが作成する名寄せに必要なデータを当機構が受領して、貯金者等のカナ氏名や生年月日といったものが一致したものを合算しています。今後は、これに貯金者等の個人番号も加えて、同一貯金者等かどうかを判別していく予定です。

さて、当機構が特定個人情報ファイルを取り扱う事務は2つあります。1つは、組合の破綻処理時の名寄せです。もう一つは、組合の破綻時に円滑に名寄せができるかどうか等を確認するために、平時より名寄せに必要なデータを組合及び電算センターから受領して、そのデータが機構の求めるフォーマットに沿って正しく整備されているか、データを作成するための適切な運用体制が確保されているかどうかを検証するものです。これを私どもは「シミュレーションテスト」と呼んでおります。

次に、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要及びその流れについて、もう少し詳しく説明いたします。全項目評価書の6ページ「1 組合の破綻処理時の名寄せにおける利用」の図をご覧ください。組合が破綻した場合、名寄せは、破綻した組合及び電算センターから提出されるデータを基に、当機構が行います。組合及び電算センターから提出されるデータで名寄せが確定できない場合は、必要に応じて、住基ネットから個人番号を含む本人確認情報を入手して、名寄せの結果の検証作業を行うこととなります。

具体的な事務の流れですが、まず、図の左上の組合の枠をご覧ください。組合が破綻した場合、その組合は、個人番号を含む名寄せに必要なデータの作成を電算センターに依頼するとともに、組合自らも名寄せを円滑に実施するための補正データを作成して、いずれも暗号化した上で電子記録媒体に保存いたします。これが①及び②です。

次に、当機構は、そのデータを受け取ることとなりますが、その方法については、②及び③の矢印で示しているところです。名寄せに必要なデータの収録された電子記録媒体を組合が当機構に搬送し、それを当機構の付保貯金払戻・貯金等債権買取システムに取り込みます。なお、組合から提出を受けた電子記録媒体につきましては、システム管理者が施錠可能なキャビネットに保管します。

次に、当機構のシステムにデータを取り込んだ後についてです。当機構は、システムに取り込んだデータを基に同一貯金者等を特定した上で、その者が保有する複数の貯金等の口座を集約し合算する処理、つまり名寄せを行います。この際、当該システム内では、名寄せが完了したデータについては個人番号を記録しない貯金者等データを作成するとともに、検証が必要なデータとの突合を行うため、個人番号を含む名寄せ検証用データを作成

します。これが図の④です。

貯金者等データと名寄せ検証用データを突合し、名寄せ結果を分析するためのデータを抽出して、端末装置を用いて名寄せの検証を行います。これが⑤です。この端末装置については、操作する者を最小限に限定し、IDとパスワードでアクセスを管理するほか、システム内の特定個人情報にはシステム管理者以外アクセスができないよう、システム制御も行っています。

また、名寄せの検証では、破綻時に組合から得た情報が不十分であっても、例えば貯金者等の生年月日の情報が確認できれば名寄せが完了する場合があります。このような場合には、必要に応じて、当機構と専用回線で結ばれた住基ネットを使用して、貯金者等の本人確認情報の照会結果を電子記録媒体に書き出す形で入手し、それを基に貯金者等の情報を修正します。これが図の⑥でございます。なお、住基ネットを利用した本人確認情報の照会結果には、住所等のほか個人番号も含まれます。このため、住基ネット端末についても、操作する者を限定した上で、ID及び生体認証により管理します。また、住基ネット端末からデータを収録した電子記録媒体は、住基ネット端末の管理者が施錠可能なキャビネットに保管します。

組合の破綻処理時の名寄せの流れの説明については、以上です。

続きまして、平時における名寄せに必要なデータのシミュレーションテストについてですが、これは破綻処理時とほぼ同様の流れとなります。ただし、平時では住基ネットの利用は法令で認められておりませんので、この点は破綻処理時と異なります。

8ページが平時の流れでございます。当機構は、組合及び電算センターが作成した名寄せに必要な個人番号を含むデータを受領しまして、当機構の先ほどと同じ付保貯金払戻・貯金等債権買取システムに取り込みます。そして、名寄せに必要なデータのフォーマットチェックなどを検証いたします。なお、検証結果については、組合及び電算センターに還元しますが、その検証結果に個人番号は掲載しません。

当機構では、平時より、貯金者の個人情報などの機微に触れる情報を取り扱っているため、既に相応の体制を整えております。新たに個人番号を取り扱うようになって、これまでの情報管理の経験を踏まえつつ、本日説明させていただいた方法により、情報管理をしっかりと行うことができると私どもは考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

既にいろいろと御説明を頂きましたが、特定個人情報の入手については、組合からは電子記録媒体で入手することになっていて、地方公共団体情報システム機構からは回線で入手することとなっております。今も幾つかリスク対策について御説明いただいたのですが、

もう少し詳しくそのリスク対策について御説明を頂きたいと思います。

また、電子記録媒体についても、組合から入手するという以外、住基ネットから書き出すという場合があると思います。これについて、その保管であるとか消去におけるリスク対策についても、御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○農水産業協同組合貯金保険機構 それでは、お答えいたします。

まず、1つ目の特定個人情報入手時のリスクについてです。最初に、組合から電子記録媒体で特定個人情報を入手する場合についてですが、破綻処理時及びシミュレーションテスト時とも、組合が電子記録媒体を当機構に持ち込むことになります。その際には、保存データを暗号化した上で、施錠できる搬送容器を利用するとともに、当機構では、授受簿により電子記録媒体の授受を管理します。

次に、地方公共団体情報システム機構から住基ネットにより特定個人情報を入手する場合についてですが、地方公共団体情報システム機構と当機構に設置する住基ネット端末の接続については、専用回線のみを使用し、インターネットとは接続しません。また、住基ネットにより特定個人情報ファイルをダウンロードして電子記録媒体に保存する際には、住基ネット端末管理者の許可を得た上で、立会人を設けて、不正にダウンロードできない取り扱いとします。

2点目の電子記録媒体の保管・消去におけるリスク対策についてです。組合から提出を受ける電子記録媒体については暗号化されており、提出を受けた後は、当機構の付保貯金払戻・貯金等債権買取システムのシステム管理者が施錠可能なキャビネットに保管することとしています。また、消去する際は、消磁、上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより、復元困難な状態にします。

次に、住基ネット端末から書き出す本人確認情報データが保存された電子記録媒体ですが、住基ネット端末の管理者が施錠可能なキャビネットに保管します。その上で、名寄せ結果の検証・補完が終了した都度、専用シュレッダーで復元困難な状態にします。なお、住基ネット端末には個人番号は保存いたしません。それから、電子記録媒体にのみ保存をして、住基ネット端末に情報が保存されないことを、住基ネット端末の管理者が使用した都度、確認します。あわせて、電子記録媒体の情報を閲覧する端末装置についても、個人番号が保存されないようにシステムの的に制御することを考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがですか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 私からも1つ御質問させていただきます。

破綻処理の事務のことです。この図にありますように、住基ネット端末や端末装置等で名寄せを行う。それを行うために本人確認情報の照会や、貯金者情報の修正等の操作が行われるという御説明でしたが、その際に端末操作において特定個人情報が複製されるリスクがあると思いますが、そのリスクに関する対策を具体的に御説明いただければと思います。

○農水産業協同組合貯金保険機構 お答えいたします。

特定個人情報の取扱いに際して、住基ネット端末については、操作する者を最小限に限定した上で、ID及び生体認証により管理するとともに、インターネットからは分離します。また、住基ネット端末より特定個人情報ファイルをダウンロードして電子記録媒体に保存する際には、当機構が管理している電子記録媒体を必ず用い、住基ネット端末管理者の許可を得た上で、立会人を設けてダウンロードし、ダウンロード時の不正な複製を阻止します。そのほか、ダウンロードした電子記録媒体の持ち出しについても、住基ネット端末の管理者が施錠可能なキャビネットで管理し、不正に持ち出し、複製などができないようにします。

次に、端末装置については、操作者をIDとパスワードで限定し、特定個人情報へのアクセスについては、システム管理者以外はアクセスできないようにするとともに、インターネットからは分離します。その上で、当機構の付保貯金払戻・貯金等債権買取システムが保有する特定個人情報について、電子記録媒体への書き出しができないように、システム的な措置を講じます。さらに、ログイン・ログオフ時又は業務終了後にハードディスク内のデータを自動的に消去する仕組みとします。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

私からは、質問ではなく要望ですけれども、先ほどリスク対策について御説明がありましたが、この評価書に書かれているとおりに実施していただくよう、お願いします。

また、実際にこの業務を行う職員の研修の必要がありますが、実務に即した研修・教育をしていただくように、お願いしたいと思います。

以上です。

他に特になければ、本件につきましては、本日の説明内容等も踏まえまして、審査を進めていくこととします。

本日は御出席いただきまして、ありがとうございました。

次に、議題2「平成28年度年次報告（案）について」に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2-1及び資料2-2に基づいて説明いたします。資料2-1は平成28年度個人情報保護委員会年次報告（案）の概要でございます。資料2-2が平成28年度年次報告（案）の本体でございます。

まずは資料2-2の目次をご覧いただきたいと思います。年次報告（案）につきましては2章構成で考えておりまして、第1章は「委員会の組織等及び所掌事務」ということで、一般論を述べております。委員会とはどういうものか、どういった事務を所掌しているかを記載しております。そして、第2章が「委員会の所掌事務の処理状況」ということで、平成28年度に何を行ったかを記載してございます。

それでは、時間の都合もございまして、この第2章につきまして、資料2-1の概要

に基づいて説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」ということで、こちらはこの5月30日に全面施行になります、改正個人情報保護法のためのルールの整備を行ったことを記載しております。改正個人情報保護法の全面施行に向けて必要となる各種ルールについて、新たに法の適用を受ける中小規模事業者等に配慮し、また、個人情報の保護と利活用のバランスを考慮した上で、整備を行ったと記載しております。この整備に際しては、経済団体や中小企業関連団体、消費者団体等からヒアリングを行い、また、パブリックコメントを実施するなど、多様な主体の意見を踏まえております。

整備したルールは、具体的にはそこに記載しておりますとおりでありまして、個人情報保護法施行令の改正、個人情報保護法施行規則を制定したこと、また、各種ガイドライン、ガイダンス、漏えい告示等、昨年来この委員会で議論していただいて、決定いただいたものでございます。

下のパブリックコメント実施実績でございますが、27件の関係の命令等につきましてパブリックコメントを実施し、2,622件の提出意見を頂き、それらについて回答を行っております。

次のページでございます。「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」ということで、大きく2つ、マイナンバーの適正な取扱いに関する監視・監督と特定個人情報保護評価につきまして、記載しております。

まず、監視・監督についてです。マイナンバーの適正な取扱いを確保するため、行政機関・地方公共団体に対して立入検査を実施しました。また、その結果を踏まえた留意点につきまして、説明会等により周知を行っております。漏えい事案の報告を受けまして、同種の事態の再発防止のため、指導等を実施しております。また、これらにつきまして、ガイドライン、ガイドラインに関するQ&Aをウェブサイトに掲載して、保護措置等を周知してございます。

先に同じページの左下を見ますと、監視・監督実績ということで、漏えい事案の報告の受付件数は165件、うち重大事態6件でございます。立入検査実施件数は合計10件で、行政機関5件、地方公共団体5件となっております。

戻りまして、特定個人情報保護評価についてです。行政機関等が特定個人情報を保有する前にリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講じていることを確認する特定個人情報保護評価について、委員会として承認を行っております。

保護評価実績でございますが、承認状況は11機関。これは機関数でございます。

次のページ、「Ⅲ 国際協力」でございます。個人情報の保護を図りつつ、その円滑な越境移転を図るために、国際的な協力の枠組みへの参加、各国執行当局との協力関係の構築等を積極的に推進してきたところでございます。

下には大きく、米国、EU、APEC CBPRシステムの3つを取り上げてございます。米国につきましては、APEC越境プライバシールール（CBPR）システムに関する周

知活動等で協力をしておりまして、対話実績は、ここに記載がございます平成28年8月8日、9月5日、10月19日、また、29年度でございますが、本年4月20日にも対話を行っております。

EUにつきましては、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築を視野に、累次にわたって協力対話等を推進してきたところでありまして、実績につきましては、司法総局との協力対話を平成28年4月22日、9月28日、10月20日及び29年1月18日に行っております。また、委員会委員と欧州委員との協力対話ということで、3月20日に行っております。また、協力対話ではございませんが、セミナーを司法総局と共催してございまして、本年3月13日の共催実績を記載しております。

続きまして、APEC CBPRシステムでございますが、CBPRシステムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みでございまして、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するために有効な枠組みでございます。委員会は、このCBPRシステムのAPEC地域での普及推進に尽力してございまして、国際セミナー等を4回開催し、480人が参加しております。

協力実績でございますが、主な国際会議への出席件数は12件、外国機関等往訪件数は16件、来訪件数は7件となっております。

次のページ、「IV 広報・啓発」でございます。

1つ目は、先ほども申し上げました、改正個人情報保護法に関しての国民の理解向上のための広報活動ということで、改正個人情報保護法の全面施行後に新たに法の適用を受けることとなる事業者等を主な対象とし、様々な広報活動に積極的に取り組んでまいりました。まず、全都道府県におきまして説明会を実施いたしましたし、ラジオ広報、全都道府県の地方紙への広告掲載等を実施しております。また、委員会ウェブサイト新たに「中小企業サポートページ」を設けまして、理解しやすい資料やリーフレット、そういうコンテンツを掲載して、周知活動に取り組んでまいったところでございます。

マイナンバー法関係では、地方公共団体及び事業者を対象とした説明会を実施しておりますし、また、委員会ウェブサイト「ヒヤリハット事例集」「転ばぬ先の事例集」を掲載し、マイナンバーを取り扱う際の注意点、トラブルが起きそうな事例等を周知しております。

この実績でございますが、広報・啓発等は左下の部分でございまして、個人情報保護法に関する説明会の開催件数は192件、約2万6,700名参加、マイナンバーガイドライン等に関する説明会開催件数は128件、約1万4,300名参加ということでございます。窓口での相談受付等の件数は、個人情報保護法質問ダイヤルについて1万137件、マイナンバー苦情あっせん相談窓口受付件数は1,439件でございます。これが概要でございます。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 年次報告（案）の御説明がございましたが、私どものこの委員会の活動が非常によくまとまっていると思います。昨年度に実施した具体的な施策が具体的数値の記述とともに掲載されていて、非常に具体性が高いものになっていて、我々が昨年度に行ったことをいわば凝縮した形で表現していて、様々な相手方にアピールするときこの具体性が非常に力になると思われま。特に改正個人情報保護法について、先ほどの御説明の中にありましたけれども、5月30日の全面施行を見据えた記述になっておりまして、非常に適切だと思えます。

年次報告は、去年も一昨年も報告書を出しましたけれども、だんだん分厚くなってきて、多分これは去年より10ページぐらい多いのですね。ですが、去年、マスコミに取り上げられたのは、漏えい件数83件ということだけでした。それではもったいないと思います。この概要版は、去年のものと違って非常に見やすくなっていて、エッセンスも全部詰まっておりますので、これをより活用しながら、委員会の活動実績を積極的に発信して、委員会のプレゼンスを高めていってほしいと考えます。

○堀部委員長 他の委員はいかがですか。

この年次報告は、個人情報保護法に基づいて国会に提出することになっていまして、これまでも年次報告を作成してまいりましたが、平成28年度は、個人情報保護委員会になり全委員がそろった1年間の活動報告ということになります。これを見ますと、こういう活動をしてきたということが非常によく分かるようにまとまっています。そういう意味では、これを国会に報告するのですが、併せて国民にも広く知っていただくようにしていきたいと思えますし、今、丹野委員からもありましたように、概要版を利用して委員会の活動を説明していく必要があると思えます。

それとともに、これは昨年申し上げたのですが、外国でも皆同じように、データ保護機関が活動報告書をつくっています。それらをみて活動内容を知ることができます。日本語ですとどうしても理解されないところがありますので、費用の問題もありますが、概要版の英訳を検討いただいて、外国にも発信できるようにしていければと思います。

よろしいでしょうか。

他に特に御意見がないようですので、これにつきましては、閣議請議の進めていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議題3「個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 よろしくお願いたします。

私から、個人情報保護委員会の組織理念の一部変更について、資料3-1及び資料3-3に基づき、御説明いたします。



まずは資料3-1をご覧ください。現行の組織理念につきましては、平成28年2月、第2回「個人情報保護委員会」におきまして御決定を頂いておりますが、本年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行されまして、監督権限がいよいよ本格的に一元化されます。こういったことを鑑みまして、現行の組織理念、一部内容のアップデートが必要となりますので、今般、組織理念の一部変更を行うというものでございます。

今回の変更のポイントにつきましては、点線四角囲みの中に2つ記載してございます。1点目といたしましては、個人情報保護関連についてでございます。2点目のポイントといたしましては、国際協力関連についてでございます。それぞれの変更につきましては、資料3-3、新旧対照表に基づきまして、説明をさせていただきます。

資料3-3、新旧対照表をご覧ください。現行の組織理念におきましては、個人情報保護法、個人情報保護の関係は1番目に記載がございます。全面施行に向けてということで、現行の組織理念におきましては、ルールの策定ということに主眼を置いておりました。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、本年5月30日から改正個人情報保護法が全面施行されることとなります。今後は、そういった今まで策定してきたルールに基づきまして、これらを踏まえて個人情報の保護と適正かつ効果的な活用のバランスといったものを考慮した取組を行っていく段階に移ることとなります。これを踏まえ、今回、当該趣旨に沿うような内容へ変更したいと考えてございます。

次に、国際関係につきましては、新旧対照表の2ページ目でございます。右側、現行の4番目に「国際協力関係の構築を視野に入れた取組」ということで記載がございました。こちらにつきましては、国際協力関係の構築を視野に、情報共有や調査研究に取り組むといった内容の記載となっておりました。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、本年5月30日から改正個人情報保護法が全面施行されることとなります。これを受けて、これまでできていなかった執行協力というものができるようになります。また、諸外国との対話等もこれまで一定程度進展してきております。これらを今後一層取り組んでいきます。個人データの国際的な流通が円滑に行われるための環境の整備に取り組んでいきますということで、今回、こういった趣旨の内容を踏まえた変更を行っております。

主な変更のポイントとしては、以上になります。

そのほかの変更につきましては、引き続き、この新旧対照表を用いて補足をさせていただきます。

現行の組織理念の副題の部分や、2ページ目の3番にある広報・啓発関係の部分に関してでございますが、こちらの記載につきましては、昨年10月に閣議決定されました個人情報の保護に関する基本方針の記載を踏まえ、一部修正、一部変更を行ってございます。

また、2番目、マイナンバーの監視・監督関連では、これは新旧対照表の1ページ目でございますが、現行の組織理念におきましては、また書きの部分でございますが、専門的・技術的知見を有する体制を整備し、関係機関と緊密に連携してマイナンバーのセキュリティーの確保に取り組みますということで、体制整備に関する記載がございました。しかし

ながら、この体制整備に関する記述に関しましては、マイナンバーに限らず、個人情報の保護であったり、国際関係、セキュリティー関係、全てに係ってくるようなものでございますので、今回、2番目のマイナンバー関係の部分ではございませんで、新旧対照表の2ページ目の5番目の部分、もともと人材の活用・育成の項目だったのですけれども、こちらに体制整備としてまとめて盛り込むという変更を行っております。

最後に、全体の記載順の変更についてでございますが、現行の組織理念におきましては、3番目に広報・啓発、4番目に国際関連という順番になってございました。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、全面施行を受けて、個人情報保護関連、マイナンバー関連、国際関連の3分野が当委員会といたしましては主な取組となっていきます。これらの分野に共通の取組として、広報・啓発であったり人材育成、体制整備があるという形になります。

こういったことを踏まえまして、記載順といたしましては、主な取組の3分野を先に記載いたしまして、それに共通するものとして、広報・啓発、体制整備、人材育成といった記載をするという変更を行っております。要は、体系的に記載順を整理するという変更となっております。

私からの説明につきましては、以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 御説明ありがとうございます。

説明を丁寧にしていただきましたので、非常によく分かったのですが、今回の変更というのは、先ほどの前の議題でもありましたように、年次報告でもこの1年間で委員会のやっている仕事、あるいは現状が相当変わってきているということと、それを取り巻く社会情勢を非常に適切に踏まえた内容で、しかも、記載順なども非常によく整理されて、よかったかなと思っています。

特に国際協力関係については、諸外国との対話等の進展や、委員会における重要性がこれまで以上に増していることなどを踏まえた変更となっておりますので、委員会としても、今後の国際協力に関する取組につながるものではないかと考えます。

私からは以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがですか。

昨年来の活動を踏まえて、今回こういう形でまとめることができたのは大変よかったと思います。これが委員会の土台にもなりますので、広報活動においても、あるいはこの委員会として議論を行っていく上におきましても、これを念頭に置きながら、これからも進めていきたいと思っています。

それでは、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、議題4「平成29年度個人情報保護委員会活動方針(案)について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 平成29年度個人情報保護委員会活動方針(案)について説明をいたします。

これまで委員会といたしましては、マイナンバー法に基づく特定個人情報の取扱いに関する監視・監督権限を受けまして、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督のみを対象とした方針を定めており、この方針を踏まえ、保護評価や立入検査、相談窓口における相談対応等の監視・監督活動を行ってきております。しかしながら、先ほどの組織理念の一部変更の際にもございましたが、本年5月30日からいよいよ改正個人情報保護法が全面施行されまして、個人情報の取扱いに関する監督権限が当委員会に一元化されることとなります。また、国際協力関係につきましても、改正個人情報保護法の全面施行を踏まえまして、個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境整備に一層取り組んでいくこととなります。

これらを踏まえまして、今年度につきましては、従来の特定期間情報の取扱いに関する監視・監督に絞った方針ではなく、個人情報保護法関係であったり国際協力関係なども含めて、委員会全体としての方針を定めまして、この方針に基づき、各種活動に取り組むということで、今回この委員会全体としての活動方針(案)を作成してございます。

それでは、早速、活動方針(案)の中身について説明を差し上げます。概要版の資料4-1に基づきまして、活動方針(案)を説明させていただきます。

それでは、資料4-1をご覧ください。活動方針(案)の構成といたしまして、まず初めに、これまでの委員会の取組を記載してございます。これまでの委員会の取組を記載した趣旨でございますが、これからこういった活動を行っていくか考えるに当たりましては、まず前提として、これまでこういった活動を委員会として行ってきたかということの振り返りが必要になるのではないかとということで、今後の活動の取組につなげていくという観点から、今回記載をしたものでございます。

これまでの委員会の取組に記載している内容につきましては、先ほど年次報告(案)ということで事務局から御説明させていただいたのですけれども、その内容とやや重複した内容となっております。こちらにつきまして、詳細な説明は割愛させていただきたいと思いますが、個人情報保護法関係、マイナンバー法関係のルール等の整備であったり、それらの広報活動、また、国際協力関係に関して、個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境整備に向けた諸外国との対話・協調といった実績を記載してございます。

次に、これまでの取組を踏まえて、平成29年度における取組の基本的な考え方を記載してございます。資料4-1の下の四角囲みの部分でございます。これまで委員会として、各種取組を行ってきておりますが、これらを踏まえ、今年度はこういった考え方から各種取組を行ってまいりますということで、具体的な取組につなげるための基本的な考え方を

整理し、記載した部分でございます。

中身につきましては、例えば、個人情報保護法関係でございますと、窓口寄せられる質問等への丁寧な対応、積極的な広報活動等を通じ、改正個人情報保護法の円滑な施行を図る、監督権限の一元化を踏まえ、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、効率的かつ効果的な監督に努める、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するための施策を推進するといったことで、基本的な考え方を整理しております。

次に、マイナンバー法関係でございますが、特定個人情報の適正な取扱い及び安全管理措置等の実施状況を把握し、必要に応じて指導・助言等を行う、マイナンバーが本格的に活用開始されることを踏まえ、さらに効率的かつ効果的な監視・監督活動に取り組むということで考え方を整理してございます。

最後に国際協力関係でございますが、グローバルにプレゼンスを高め、個人データの国際的な流通が円滑に行われる環境を整備する、諸外国の執行機関との協力関係を構築するといったことで、基本的な考え方を整理してございます。

次に、2ページ目になりますが、「平成29年度個人情報保護委員会活動方針②」ということで、今の基本的な考え方を受けまして、具体的な取組みとして、どういったことをやっていくかということに記載してございます。具体的な取組みにつきましては、本文では、9ページ目から最後の14ページ目までに記載しておるのですが、今回、そこを抜粋した形でまとめてございます。

具体的な取組といたしましては、大きく4つに分けて記載してございます。1つ目が総論ということで、こちらは個人情報保護法関係、マイナンバー法関係、国際協力関係全てに関係してくるものとしてまとめたものでございます。次に、個人情報保護法関係、マイナンバー法関係、最後に国際協力関係といった構成でございます。では、順に内容を簡単に説明させていただきます。

まず、総論部分につきましては、ここは5つの項目に分けてございます。広報・啓発活動、相談窓口における対応、有益な情報発信、インシデント対応、人材育成ということでございます。まず、広報・啓発活動でございますが、当委員会のウェブサイトの関係でございますが、各方面から、当委員会のウェブサイトの掲載コンテンツは、どこに何が掲載されているか、やや分かりづらい部分がある等の御意見を頂いております。そういった国民の皆様のお意見に耳を傾けまして、今年度におきましては、委員会ウェブサイトの利便性向上を図るために、掲載コンテンツの見直しであったり、更なる拡充を行おうと考えてございます。そういった内容のことを、広報・啓発活動の部分では記載してございます。

次に、相談窓口における対応でございますが、こちらは現在、個人情報保護法質問ダイヤルを運用してございますが、今回、監督権限が一元化されることに伴いまして、質問だけではなく、相談、苦情等を総合的に受け付ける窓口を設置する予定としてございます。そこに寄せられた質問等に対しまして、丁寧な説明及び対応をしていきたいという取組を記載してございます。また、従来から運用してございますマイナンバー苦情あっせん相談

窓口につきましても、同様に、寄せられた苦情等につきましても、丁寧に説明及び対応をしていくということを記載してございます。

あわせてということで、そこで実際に質問や相談等に対応される相談員の方々につきましても、その相談員の方々のスキルの向上を図っていくであったり、そこに寄せられた質問、相談等を蓄積し、監督活動に生かしていくということで、監督活動の連携についても触れてございます。

次に、有益な情報発信についてでございますが、これまでも説明会や委員会ウェブサイトにて情報発信を行ってきておりますが、引き続き、監視・監督活動で得られた情報につきましても、説明会等々で情報提供を行っていきたいということで、取組を記載してございます。

次に、インシデント対応でございますが、これはサイバー攻撃等を受けた際のインシデント対応について記載したところでございます。これまでマイナンバーの方では実際に連携体制を組み、いざサイバー攻撃等を受けてインシデント対応が必要となった際には、関係機関と緊密な連携を図るということにしておりますが、個人情報保護法の関係でも同じように、個人データの漏えい等の事案、サイバー攻撃等によってそういった事案が起き、それを当委員会として把握した場合には、関係機関と緊密な連携を図っていきますといった取組もここに記載してございます。

人材育成につきましても、当委員会が専門性の高い独立した委員会であることに鑑みまして、専門的・技術的知見を有する人材の育成といったことを取組として記載してございます。

次に、個人情報保護法関係に移りまして、ここは監督活動と活用の促進、認定個人情報保護団体への支援・指導といった3項目を記載してございます。

監督活動につきましても、今回、監督権限が一元化されることに伴いまして、漏えい報告受付窓口を新たに設置し、そこを今年度から積極的に運用していきますといったことを記載してございます。その他にも、そういった漏えい報告に寄せられる情報であったり、様々な情報を総合的に活用いたしまして、適時適切な監督活動を行っていくということを記載してございます。また、個人情報の適正な取扱いのために、必要に応じて関係機関等との連携を図っていくといったことも、ここに記載してございます。

次に、活用の促進についてでございますが、全面施行に伴いまして、匿名加工情報の制度が新しく規定されてございます。この匿名加工情報の制度を民間の方々にしっかりと活用していただくということを考えまして、これまでガイドライン等々、事務局レポートも含め、匿名加工情報の加工基準等を策定しておりますが、これを周知していく。また、その匿名加工情報制度、匿名加工情報の加工基準に対する相談等々を受け付けた場合には、適切に対応、丁寧に対応して、必要な情報提供を行うといったことを記載してございます。

次に、認定個人情報保護団体への支援・指導でございますが、認定個人情報保護団体は個人情報の適正な取扱いの確保のために重要な役割が求められているところでございます。

それを踏まえまして、当委員会といたしましても、必要に応じて認定個人情報保護団体への支援・指導を行っていくということで、取組を記載してございます。

次に、マイナンバー法関係でございます。マイナンバー法関係につきましては、監督活動、監視活動、立入検査・定期報告とさせていただきます。

こちらは従来の監視・監督方針にも記載がございましたが、様々な情報を総合的に活用して、適時適切な指導・助言、報告徴収・立入検査を行っていく。

また、今年度は本格的に情報連携が開始されますので、監視活動も取り組んでいかないといけないということで、監視・監督システムによる監視を記載してございます。

また、今年度から本格的に、行政機関等に対する定期的な検査であったり、地方公共団体等による定期的な報告を受け付けることとなりますので、それに関連した取組、検査を適切に行っていきますということであったり、定期的な報告の他に、個別の報告項目などを定めておりますので、それに基づく報告を受け付けるといったことを取組として記載してございます。

最後に、国際協力関係でございますが、これまでも米国、EU、英国等と連携・協力、対話を行ってきたところでございますが、引き続きやっていくということで、米国との連携・協力、EUとの協力対話、英国との対話ということに記載してございます。

米国との連携・協力につきましては、APEC加盟国エコノミーとの意見交換等を積極的に進めていくことについて、米国と連携及び協力を図るといった取組を記載してございます。

EUとの関係でございますが、相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの早期実現に向けて取り組むとともに、GDPRの適用に向けたEUの動きに注視しつつ、精力的に対話を進める。また、EU加盟国のデータ保護機関との連携を深めるといった取組を行っていくことを記載してございます。

英国との関係につきましては、EU離脱後の日英間の個人データ移転について、精力的に対話を進める。また、離脱後の英EU間の個人データ移転への影響について注視し、必要に応じて情報収集を行うという取組を記載してございます。

説明は以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

従来の監視・監督方針を委員会としての活動方針に変更しまして、詳しく説明していただきました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 当委員会がどんなことをやっているのか、あるいはこれからどんなことをやろうとしているのかについては、大変関心が高まってきていると思います。それを伝えていく必要があるだろうと思います。

この指針は大きく分けて2つの意味があるだろうと思います。1つは、内部で仕事をする人がどんな目標に向かって仕事をしたらいいか、あるいはこれからこの組織で働こうと

いう人たちが何をどうやったらいいかの指針になると思います。もう一つは、先ほど言いましたように、委員会として権限が非常に大きくなって、今までと全然違うということで、全く対外的に新しい構造になっていくだろうと思うのですが、大きく変わった当委員会の活動について、多くの方々に知っていただく。今まで多少分かっているけど、こういった具体的にどうか、分かっている人は余り多くはないと思いますので、そういうことを知らせていくという意味で非常に大きな役割があるのだろうと思います。

そういう意味では、個人情報保護法関係の機関として自主的な活動の初年度の方針になりますので、特に力を入れて、各方面にこれを知ってもらうように努力していく必要があるだろうと思います。その辺を事務局において、よろしくお願ひしたいと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 阿部委員がおっしゃったこと、そのままそのとおりなのですが、加えて、やはり何をしている委員会なのか。どういう委員会かは今まで説明できたのですが、何を目指している委員会かというところ、これを今回まとめてくださったことで、私どもとしてもいろいろ広報活動しやすくなりました。この図は全体像が頭に入りますので、一人一人の職員とか、我々も含めたこの委員会のメンバーにとってもとてもいい資料になっていると思います。

ただ、やはりこれだけ情報開示しますと、進捗状況についても問われることになります。その辺は目標の掲げ方といいますか、最終的にどこまで行けるのかというところを、それぞれの関係の方々がよく勘案していただいて、国民の皆様の期待に応えるべく、掲げたことの進捗状況を、きちんと開示していくということで、この委員会のプレゼンスはますます上がっていくと思いますので、是非しっかり取り組んでいくべきだと考えています。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 お二人の御意見と同様なところが多いのですが、この方針は非常に具体的に分かりやすく、よくまとめられているなと思っていて、国民の方々がこれを見て、委員会はこういうことをやっているのだということをしつかり認識されるのかなと思います。

反面、嶋田委員の御指摘のとおり、それをちゃんと具現化していくこと、そこにはスピード感も必要かなと思っています。そこに関してしっかりと積み上げていくような形で、それをしつかり広報していくことが必要かなと思っていますので、特に具体的に皆さんが目標を持って、我々と一緒にやっていくところを明確化できればかなと思っています。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 皆さんがおっしゃっていることと全く同じなのですが、特に29年度の基本的

な考え方をこのようにコンパクトにまとめられたことはすばらしいと思います。今までは例示せずにはやってきたのだけれども、今度は具体的にこういうことをやるのだということを意見表明して、しかも、言ったからには締切を守ってやらねばならないという話になりますから、その工程管理の問題も含めて、こういうことになっているのだなと思いました。

特に私は相談窓口に非常に関心があるので、その基本的な考え方の1行目に書かれている個人情報保護関係の窓口に寄せられる質問への丁寧な対応というもの、これが最初に書かれたということは、これから、国民から寄せられた質問に対して適切に回答して、つまり正しい知識の提供を行って、それが監視・監督の端緒になり、さらに、そこで寄せられたものに回答していくことが広報につながっていくという、そのきっかけになるというものが明瞭に書かれており、それはすばらしいことだと思いました。

○堀部委員長 ありがとうございます。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 非常にいい活動方針だと思っております。1点だけ、全然違う視点からなのですが、個人的な思いもあるのですが、人材育成のところ、例えば本文の中でもセキュリティ・ITの知見等々に関して、さらに人材育成をしていくと書いてあるのですが、それに含めまして、例えば国際協力ということが大きな柱になっていくと、やはり国際的な知見を持つ方々の育成、特に委員会というのは人で成り立っていくと思いますので、是非国際的な人材の育成、職員の方々のそういった形での育成というのも視野に入れていただければ、ありがたいなと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

其田事務局長、どうぞ。

○其田事務局長 今の点に関しましては、先ほどの組織理念のところでも、国際関係というところで人材育成を掲げさせていただいておりますように、大きなテーマと思っておりまして、例えば外国の機関に送るとか、外国の提携先ということを実は今年の活動方針に入れたかったのです。ただ、今年度は難しかったので、今年の活動方針には入れられなかったのですが、そのような点を次の年度ぐらいにはという気持ちで、今、取り組んでおりますので、また御指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

各委員に御発言いただきました。この活動方針を見ますと、先ほどの平成28年度の年次報告、これは国会に出すので閣議決定が必要になりますから、少し先になりますが、これまで何をやってきたかということが明確に分かりますし、これからどうするかということについてはこの活動方針で明らかになります。これは、今日ここで決めれば公表できますので、こちらのほうが先に出ます。年次報告書で今まで、特に5月30日の全面施行に向けてこれだけ準備してきたということが理解されますし、それに加えて、この活動方針で今



年度どうしていくかということをお分かりいただけます。委員会のこれまでの活動実績と、これからどうしていくかということが、これらを組み合わせることによって一層よく分かっていただけるのではないかと思います。この活動方針を基に進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○堀部委員長 原案としてこれを決定するということがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次に、議題5「その他」です。

公的年金業務等に関する事務全項目評価書の公表につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 厚生労働省が作成しました公的年金業務等に関する事務全項目評価書については、前回の委員会において御承認を頂いたところです。承認の際に御決定を頂いた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項につきましては、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、4月24日付でマイナンバー保護評価Web及び厚生労働省のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

公表されているということの報告ですので、特に御質問はないと思います。

この議題が最後ですので、本日の議事は以上です。

本日の会議資料につきまして、資料1の評価書については承認した後に、資料2については閣議決定をしていただきますので閣議決定後に、その他の資料につきましては、準備ができ次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、5月26日金曜日の10時半から、この会議室で行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は以上でございます。

誠に御疲れ様でございました。ありがとうございました。